

【別紙様式】

<p>福岡県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	九州歯科大学物価高騰対策支援費		
総事業費 (千円)	29,487千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	29,487千円
事業概要	<p>①目的            コロナ禍において光熱費等の高騰の影響を受けている九州歯科大学に対し、光熱費の支援を行うことにより、法人の事業の安定を図り、学生が安心して学べる環境を確保する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠            支援金：1事業者×29,487千円=29,487千円            (単価再算定後) 1,226,680千円－(当初予算) 1,197,193千円</p> <p>③交付対象            1) 交付対象者            公立大学法人九州歯科大学1者            2) 交付対象者の選定理由・選定方法            公立大学法人九州歯科大学は、コロナ禍において光熱費等の高騰の影響を受け採算が悪化しているが、法人業務の停止は、福岡県民に高度で先進的な歯科医療が提供できなくなるとともに、歯学の教育研究の機会が失われるという形で悪影響を及ぼすため、全国唯一の公立の歯科大学を設置する公立大学法人九州歯科大学を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果            コロナ禍において光熱費等の高騰の影響を受ける中であっても、公立大学法人九州歯科大学の業務の継続が図られることにより、福岡県民への高度で先進的な歯科医療の提供や歯学の教育研究の機会の提供が維持され、その生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>公立大学法人九州歯科大学は、コロナ禍において光熱費等の高騰の影響を受け、光熱費に係る令和5年4月～10月の経常支出が、令和3年同期比35.4%悪化し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>公立大学法人九州歯科大学を交付対象者として支援金を交付し、法人業務の継続を支援する本事業は、コロナ禍において光熱費等の高騰の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		